**鹿沼市給水装置工事標準仕様書(Ｒ７版)の主な改定内容及び注意事項(抜粋)**

**第２章　給水装置の設計（Ｐ３）**

第２節　設計要領(Ｐ３)

 ３.将来を見越して取出口径を決定する場合には、口径が妥当であることを示す資料

を提出すること。の文章を追記

９.その他構造物の次に参考例として、(フェンス、塀、花壇、庭木、庭石、インターロッキング等)の文章と※維持管理に支障をきたす場合は移設を依頼することがある。という注意書きを追記

**第３章　給水装置工事（Ｐ１０）**

旧様式による受付を停止することから、また、栃木県内における給水装置工事申込様式の標準化において、関連様式の県内統一化が進められていることから、申請書様式については可能な限り新様式により作成する。ただし、旧様式の提出を妨げるものではない。の文章を削除

第１節　給水装置工事申込書の作成(Ｐ１０～１２)

　２.平面図・立面図（裏面）　様式第２号

　　　(３) ④水栓箇所にはアルファベット記号を用い、水栓数を明確に示すこと。の文章を追記

第２節　給水装置工事の申込

　３.その他の添付書類

　　（１）道路占用図（１部）

　　　　　③土工断面図（仮復旧）

　　　　　　　埋設シートの文言を追記

４.給水装置工事の承認期間等

　　（２）工事着手期間（道路管理者の許可が必要なもの）

　　　　　①国県道

　　　　　　　※占用工事期間は占用許可日から工程表の通りの文言を追記

②市道

　　　　　　　※占用工事期間は占用許可日から30日間の文言を追記

**第５章　参考（Ｐ２０）**

第４節　道路別断面一覧表（別表１）

※１　市道（D）

　　　市道0328号線（改良済区間）の文言を追記

一覧表(旧様式抜粋)**※令和６年度末で廃止**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 資　料　名 | 適　用　内　容 | ページ |
| 18 | 給水装置工事申込書※令和６年度末廃止予定 | 申込するとき | 45 |
| 19 | 土地・家屋使用承諾書※令和６年度末廃止予定 | 土地や家屋の所有者が申込者以外の場合は、その所有者全員から承諾を得ること | 47 |
| 20 | 給水装置分岐承諾書 ※令和６年度末廃止予定 | 市管理以外の給水管（私管、共同管等）から分岐する場合は、その所有者全員から承諾を得ること | 48 |
| 21 | 給水装置工事変更届※令和６年度末廃止予定 | 給水装置工事に変更が発生した場合給水装置工事申込を取下げする場合 | 49 |
| 22 | 給水装置工事承認取下願※令和６年度末廃止予定 | 給水装置工事申込を取下げする場合 | 50 |

上記様式での申請は受付いたしません。確認お願いします。